

市川市公文書公開条例第8条第1項に規定する非公開情報に当たる情報が記載されている場合は、アルファベット（A、B、C・・・）や「〇〇等」に置き換えて表示しています。

令和2年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本審査請求については棄却するのが相当である。

第2 事実経過

1 審査請求人は、平成7年3月1日から平成30年3月31日まで、市川市が行う国民健康保険の被保険者であり、平成30年4月1日から同年12月3日までの間は千葉県が同市とともに行う国民健康保険の被保険者であった者である（国民健康保険法（昭和33年法律192号）5条ないし8条）。

2 処分庁は、審査請求人に対し、平成25年度分から平成30年度分までの国民健康保険税を各期日に賦課したが（地方税法（昭和25年法律226号）703条の4第1項、市川市国民健康保険税条例1条（昭和35年条例28号）、審査請求人は、その一部につき、各納期限までに納付しなかった。

令和元年11月14日時点で、審査請求人が滞納した国民健康保険税等（以下「滞納国民健康保険税等」という。）が発生し、その合計は〇〇万〇〇〇円となった。

3 処分庁は、令和元年11月14日、滞納国民健康保険税等を徴収するため、審査請求人が株式会社A（以下「本件第三債務者」という。）から支払いを受けるべき同年12月以降の給与のうち、国税徴収法（昭和34年法律147号。以下「徴収法」という。）76条1項各号に掲げる金額を控除した金額の支払請求権（ただし、滞納国民健康保険税等の額に充つるまで）を差し押さえ（地方税法728条1項1号、7項）、その旨を本件第三債務者

に通知し、同月15日、同通知が本件第三債務者に到達してその効力が生じた（徴収法62条1項、3項。以下「本件差押処分」という。）。

処分庁は、令和元年12月20日、本件第三債務者から審査請求人の同月分の給与の支払総額〇〇万〇〇〇〇円（うち所得税〇〇〇〇円を含む。以下「本件給与」という。）のうち、本件差押処分に係る部分となる〇万〇〇〇〇円を領収した（徴収法67条1項、76条1項。弁明書別紙2）。

処分庁は、令和2年1月8日、上記〇万〇〇〇〇円全額を滞納国民健康保険税等に配当する旨の配当計算書を作成して〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇処分（市川第〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇号。以下「〇〇〇〇処分」という。）を行い、審査請求人に通知した（徴収法128条1項2号、129条1項1号、131条）。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件給与の支払総額には1日〇〇〇円、20日間で〇万〇〇〇〇円の交通費が含まれており、これは差押えの対象である給与に該当しない。

2 処分庁の主張

本件配当処分の前提となる本件差押処分に係る差押可能額について、徴収法76条1項は「給料（中略）及びこれらの性質を有する給与に係る債権については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押さえることができない」と規定しているところ、「これらの性質を有する給与」とは、「役員報酬、超過勤務手当、扶養家族手当、宿日直手当、通勤手当等をいう」とされている（国税徴収法基本通達（昭和41年8月22日国税庁長官通達徴収4-13等）76条関係1）とされ、また、「雇用関係又はこれに準ずる職務関係に基づき雇用主等から支給される報酬その他の収入（ただし、賞与又は退職手当の性質を有する給与を除く。）をいうものと解

するのが相当」とされている（旭川地裁平成27年7月21日判決・判タ1422号174頁）。

本件第三債務者から支給されたと審査請求人が主張する交通費は、両者間の雇用関係に基づき支給された金銭と考えられることから、徴収法76条1項の「これらの性質を有する給与」に当たり、差押可能額に含まれるものであるから、本件配当処分に係る計算において除外する必要はなく、同処分に何ら違法又は不当な点はない。

第4 審理員意見の要旨

1 本件に係る法令等の規定について

地方税法728条7項は、国民健康保険税に係る市町村を含む地方団体の徴収金の滞納処分については、徴収法に規定する滞納処分の例によると規定し、徴収法は差し押さえた債権の取立をすることができると規定し（徴収法67条1項）、それにより第三債務者から給付を受けた金銭を差押えに係る税に配当する等と規定する（徴収法128条1項2号、129条1項1号）。

そして、給料等の債権については、その差押可能額について、「給料（中略）及びこれらの性質を有する給与に係る債権については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押さえることができない」と規定されている（徴収法76条1項）。

2 審査請求人が主張する交通費が差押可能額を計算する前提となる「これらの性質を有する給与」に含まれるか否かについて

(1) 審査請求人は、本件給与の支払総額には交通費が含まれている旨主張しており、仮にそれが事実だとした場合に、交通費が差押可能額を計算する前提となる「これらの性質を有する給与」に含まれるか否かが問題となる。

この点、徴収法76条1項が給料等の一部の差押えを禁止した趣旨は、給料等が給与生活者の生計に占める重要性に鑑み、滞納者の最低生活の保障を図ったものであると考えられることから、「これらの性質を有する給与」とは、雇用関係又はこれに準ずる職務関係に基づき雇用主等から支給される報酬その他の収入（ただし、賞与又は退職手当の性質を有する給与を除く。）をいうものと解するのが相当である（上記旭川地裁判決参照）。

そして、本件第三債務者が作成した令和元年9月19日付「給与の支払い状況について（回答）」や「確認書」によれば、審査請求人の本件第三債務者に対する債権は「給与」となっていること、審査請求人が提出した本件第三債務者の「入社のご案内」において、提出書類欄に「雇用契約書」と記載されていたり、勤務地が本件第三債務者により指定されていたり、勤務時間が「基本的に9時間拘束」などと記載されていたり、一定条件のもとで本件第三債務者の社会保険への加入も想定されていること等を考慮すれば、仮に本件第三債務者から審査請求人に支払われた本件給与の中に交通費が含まれていたとしても、それは本件第三債務者と審査請求人との間の雇用関係に基づき支給された収入であると考えられる。

また、上記のとおり、国税徴収法基本通達においても、「これらの性質を有する給与」として通勤手当を含むとされているところ、審査請求人が主張する交通費も、通勤手当の趣旨であると考えられる。

したがって、審査請求人が主張する交通費は、差押可能額を計算する前提となる「これらの性質を有する給与」に含まれるから、審査請求人の主張する交通費も含めた本件給与を差し押さえたうえで本件配当処分を行ったとしても、違法又は不当な点はない。

- (2) なお、審査請求人が本件給与に交通費が含まれていると主張する根拠としている、上記「入社のご案内」の「【遠方手当】非課税項目」欄にお

いては、「特に会社が認めた場合には、当社規定内にて別途支給致します。」と記載され、必ずしも遠方手当（審査請求人の主張を前提にすれば交通費の趣旨。）が支給されるとは限らないこと、給与明細等の本件給与の内訳が明らかになる資料が提出されていないことから、そもそも、本件給与に交通費が含まれているか否か自体不明である旨付言する。

第5 調査審議の経過

令和2年8月13日 審査庁から諮問受理

令和2年9月24日 第1回審議

令和2年10月26日 第2回審議

第6 審査会の判断の理由

審査請求人は、本件給与に交通費が含まれていると主張するが、その裏付けとなる客観的資料は提出されていない。

また、仮に本件給与に交通費が含まれていたとしても、本件給与は「給与及びこれらの性質を有する給与に係る債権（徴収法76条1項）」すなわち「雇用関係又はこれに準ずる職務関係に基づき雇用主等から支給される報酬その他の収入（旭川地裁平成27年7月21日判決・判タ1422号174頁）」にあたることから、審査請求人の主張する交通費を含めて本件給与を差し押さえたうえで本件配当処分を行ったとしても、違法又は不当な点はない。

したがって、本審査請求については棄却するのが相当である。

市川市行政不服審査会

委員 小島 千鶴

委員 大石 聡子

委員 中易 憲隆